

第5章 介護サービス量の見込みなどについて

1. 被保険者数・要支援・要介護認定者数の見込み

(1) 被保険者数の見込み

第1号被保険者は、今後も増加が続く見込みであり、令和5年には237,422人、高齢化率は29.9%、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には240,270人、30.5%、令和22年（2040年）には257,077人、35.7%に達する見込みです。第2号被保険者は、緩やかに減少が続く見込みです。

表 第1号および第2号被保険者数の見込み

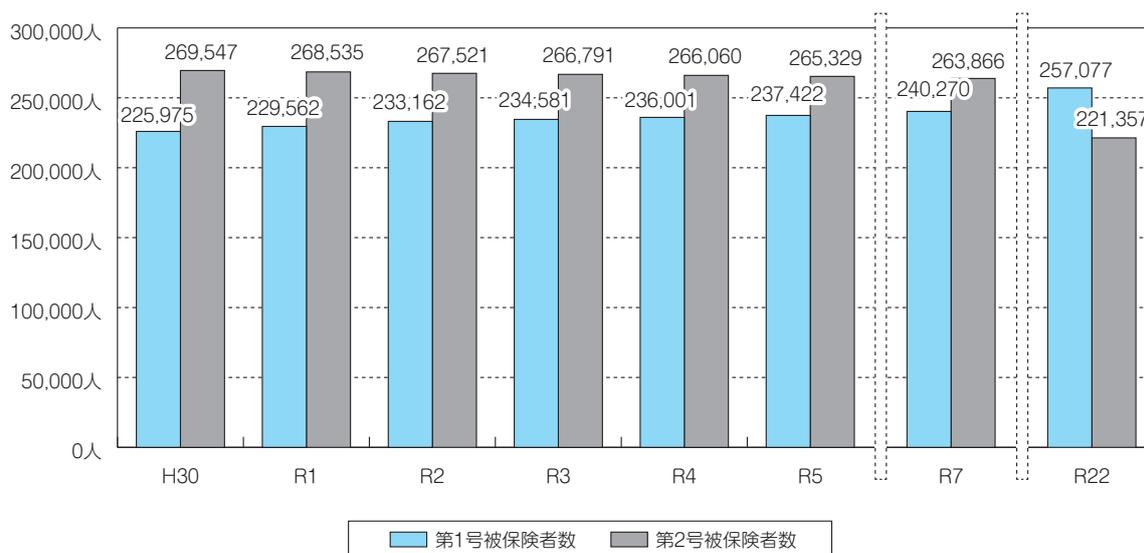
(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
総人口	805,958	804,559	803,157	800,325	797,492	794,660	788,987	719,441
第1号被保険者数	225,975	229,562	233,162	234,581	236,001	237,422	240,270	257,077
（前期高齢者数）	112,087	113,033	113,982	111,062	108,143	105,225	99,380	105,694
（後期高齢者数）	113,888	116,529	119,180	123,519	127,858	132,197	140,890	151,383
第2号被保険者数	269,547	268,535	267,521	266,791	266,060	265,329	263,866	221,357
被保険者数計	495,522	498,097	500,683	501,372	502,061	502,751	504,136	478,434
高齢化率	28.0%	28.5%	29.0%	29.3%	29.6%	29.9%	30.5%	35.7%

※ 各年10月1日現在。国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」に実績値を踏まえた補正值を乗じた数値。

※ 第1号被保険者は65歳以上の方、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

図 第1号および第2号被保険者数の見込み



※ 各年10月1日現在。国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」に実績値を踏まえた補正值を乗じた数値。

※ 第1号被保険者は65歳以上の方、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

第5章 介護サービス量の見込みなどについて

(2) 要支援・要介護認定者数の見込み

高齢者人口の増加に伴い、第8期計画期間では、要支援・要介護認定者数は年1,100人強の増加が見込まれます。令和7年(2025年)には51,605人、発生率(認定率)は21.5%、令和22年(2040年)には70,696人、発生率(認定率)は27.5%となる見込みです。

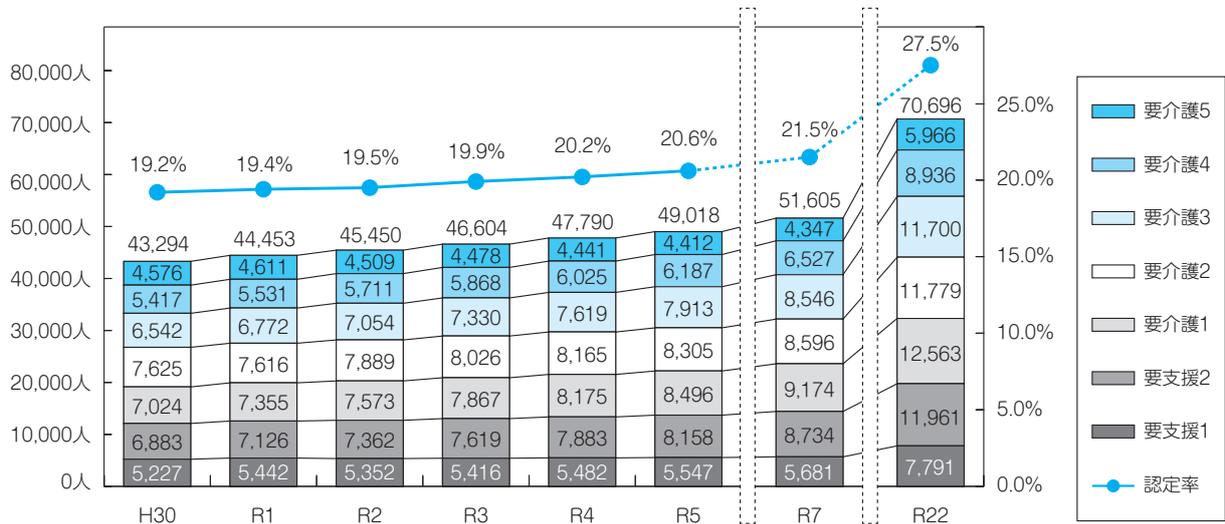
表 要支援・要介護認定者数の見込み

(単位：人)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R7	R22
要支援1	5,227	5,442	5,352	5,416	5,482	5,547	5,681	7,791
要支援2	6,883	7,126	7,362	7,619	7,883	8,158	8,734	11,961
要介護1	7,024	7,355	7,573	7,867	8,175	8,496	9,174	12,563
要介護2	7,625	7,616	7,889	8,026	8,165	8,305	8,596	11,779
要介護3	6,542	6,772	7,054	7,330	7,619	7,913	8,546	11,700
要介護4	5,417	5,531	5,711	5,868	6,025	6,187	6,527	8,936
要介護5	4,576	4,611	4,509	4,478	4,441	4,412	4,347	5,966
介護認定者計	43,294	44,453	45,450	46,604	47,790	49,018	51,605	70,696
発生率(認定率)	19.2%	19.4%	19.5%	19.9%	20.2%	20.6%	21.5%	27.5%

※ 各年10月1日現在。第2号被保険者も含む。発生率(認定率)は要支援・要介護認定者数を第1号被保険者数で除した割合。(第1号被保険者は65歳以上の方、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者)。H30～R2年は実績値。R3～R22年はR2年をベースに算出した見込値。

図 要支援・要介護認定者数の見込み



※ 各年10月1日現在。第2号被保険者も含む。発生率(認定率)は要支援・要介護認定者数を第1号被保険者数で除した割合。(第1号被保険者は65歳以上の方、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者)。H30～R2年は実績値。R3～R22年はR2年をベースに算出した見込値。

2. 介護サービス量などの見込みとその確保策

(1) 介護保険施設などの基盤整備

第7期に引き続き、地域や在宅で医療・介護が受けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けサービス基盤の整備を進める必要がありますが、深刻な介護人材不足等の問題から整備を希望する事業者が減少傾向にあることなどを考慮し、介護離職ゼロなどの国の方針も踏まえ、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護事業所などの整備を緩やかに継続することや、既存の介護資源を活用することなど、主なサービス基盤について次のとおり整備計画を定めました。

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム；地域密着型を含む）

① 整備の考え方

第6期計画以降、地域密着型によるきめ細かな整備を推進するとともに、既存の短期入所生活介護のうち、広域型特別養護老人ホームに併設するユニット型のショートステイについて、特別養護老人ホームへの転換を進めました。また第7期計画では、第6期計画で地域密着型での整備が進まなかった中央区において広域型による整備を行ったことから、本市における特別養護老人ホームは一定の整備量が確保された状況となっています。

一方で、令和2年4月に実施した入所申込者数調査によると、入所申込者数は3,376人であり、そのうち入所の必要性が高いと見込まれる、要介護3以上（要介護3は独居のみ）の中重度の方で、かつ、居所が在宅・病院等の方は1,067人であり、依然として多い状況となっています。

このような状況を踏まえ、第8期計画においては、特に入所の必要性が高いと考えられる要介護3以上の在宅で独居の方に対応するため、地域密着型特別養護老人ホーム2カ所58人の整備を行います。加えて、短期入所生活介護の長期的利用といった本来のサービス趣旨と異なる利用実態の解消を図り、併せて既存の介護サービス基盤を活用した特別養護老人ホームの量的確保を行うため、既存の短期入所生活介護のうち、広域型特別養護老人ホームに併設するショートステイ160人分について、居室形態を問わず、特別養護老人ホームへの転換を促進します。

表 市内特養の入所申込者数（居所別・介護度別）

（単位：人）

	要介護 以外	要介護1	要介護2	要介護3		要介護4		要介護5		計
				全数	(うち独居)	全数	(うち独居)	全数	(うち独居)	
在 宅	8	29	102	718	134	439	82	233	32	1,529
介護老人保健施設	0	27	105	393	52	348	53	282	37	1,155
介護療養型医療施設(介護療養病床)	0	0	0	1	0	12	0	26	8	39
介護医療院	0	0	0	3	0	19	6	23	1	45
病 院 (一般病床、医療療養病床)	6	6	8	57	12	117	12	127	17	321
グループホーム	0	15	27	67	19	32	5	12	4	153
養護老人ホーム	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2
軽費老人ホーム	1	0	3	4	4	1	0	0	0	9
有料老人ホーム	0	5	9	48	18	48	22	12	5	122
その他	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
合 計	15	82	255	1,292	239	1,017	180	715	104	3,376

※ 令和2年4月1日現在

※ 網掛け部分が入所の必要性が高いと考えられる方の範囲（1,067人）

② 整備年度・整備地域の考え方

地域密着型の特別養護老人ホームの新設については、第7期計画に引き続き、きめ細かな整備を進めるため、介護認定者数や申込者状況、既存施設の整備状況を踏まえて、不足する日常生活圏域において整備の推進を図ります。

併設ショートステイからの転換については、事業開始後おおむね10年経過した施設を対象として、施設の利用実態を把握した上で、現利用者の安全なサービス利用を第一に、事業者の意向に応じて実態に即したサービス提供を進めていきます。

また、既存の広域型施設のうち、老朽化が著しいため建て替えを要する施設については、建て替えに際して必要な相談対応や諸手続きの支援を行い、適切に入居者の安心・安全が確保されるよう進めていきます。

■特別養護老人ホーム（地域密着型）の整備年度および整備圏域

【新 設】

令和3年度	(中央区) 宮浦・東新潟圏域	: 1カ所29人
令和4年度	(西 区) 坂井輪・五十嵐圏域	: 1カ所29人

■特別養護老人ホーム（広域型）の整備年度および整備圏域

【転 換】

令和3年度～令和5年度	市内一円	
	併設ショートステイからの転換	: 計160人

■介護老人保健施設・介護医療院

① 整備の考え方

第7期計画においては、介護老人保健施設1カ所100人の整備を行い、他の政令市と比較して整備が進んでいる状況を維持していますが、第8期計画では、既存施設において30人分の増床を進め、病床の機能分化・連携に伴う追加的需要に対応します。

また、介護老人保健施設から、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護医療院への転換により、本来のサービス趣旨である在宅復帰とは異なる利用実態の解消を図るとともに、介護医療院の地域への定着を図ります。

② 整備年度・整備地域の考え方

既存施設の増床・転換となるため、施設の利用実態を把握した上で、現利用者の安全なサービス利用を第一に、事業者の意向に応じて実態に即したサービス提供を進めていきます。

なお、令和5年度末に廃止を迎える介護療養型医療施設については、事業者の意向を確認しながら、介護医療院等へのスムーズな移行を支援していきます。

今後も医療と介護のニーズを併せ持つ後期高齢者の増加が見込まれるため、引き続き整備の必要性について検討していきます。

■介護老人保健施設の整備年度および整備地域

【増 床】

令和3年度～令和5年度 市内一円

既存施設における定員増 : 計30人

■介護医療院の整備年度および整備地域

【転 換】

令和3年度～令和5年度 市内一円

既存介護老人保健施設からの転換 : 計200人

■認知症高齢者グループホーム

① 整備の考え方

認知症対応型共同生活介護を提供する認知症高齢者グループホームについては、急速な高齢化に伴うニーズの高まりに対応するため、これまで第6期および第7期計画において一層の整備促進を図ってきました。

しかしながら、認知症高齢者は今後も一層の増加が見込まれるほか、住み慣れた地域での生活継続を支えるグループホームの果たす役割の重要性はこれまで以上に増しています。

また、他の政令市と比較して、本市の認知症対応型共同生活介護のサービス量は少ないことから、第8期では、引き続き2ユニット18人による整備を基本としながら、計144人の新規整備を進めます。

加えて、既存の基盤・拠点を活かした増設（2ユニット化）により、事業主体における運営安定化と重層的な整備を図ります。

② 整備年度・整備地域の考え方

認定者数に対する整備状況を基に、なお整備率の低い日常生活圏域を対象として、2ユニット18人による整備を基本とすることでサービス量の速やかな確保を図り、3年間で8カ所計144人の整備を行います。

加えて、現在、地域の拠点として1ユニットで運営を行っている既存グループホームにおける増設（2ユニット化）については、運営主体の意向を踏まえて、計画的な整備を進めていきます。

■認知症高齢者グループホームの整備年度および整備地域

【新 設】

令和3年度	(東 区) 山の下圏域	: 1カ所18人
	(西 区) 小針・小新圏域	: 1カ所18人
令和4年度	(北 区) 葛塚・木崎・早通圏域	: 1カ所18人
	(西 区) 坂井輪・五十嵐圏域	: 1カ所18人
	(西蒲区) 岩室圏域	: 1カ所18人
令和5年度	(中央区) 烏屋野・上山圏域	: 1カ所18人
	(秋葉区) 新津第一・新津第二圏域	: 1カ所18人
	(西 区) 内野・赤塚・中野小屋圏域	: 1カ所18人

【増 設】

令和3年度～令和5年度	市内一円	
	既存事業所における2ユニット化	: 計45人

■特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホームなど；地域密着型を含む）**① 整備の考え方**

特定施設入居者生活介護については、既存の軽費老人ホーム（ケアハウス）における入居者の要介護状況の重度化に対応し、低所得者にも配慮した住まいの確保を図るため、第6期および第7期計画において、既存の軽費老人ホーム（ケアハウス）の特定施設入居者生活介護の提供、また第7期計画では介護付有料老人ホーム2カ所100人の整備を進めました。

こうしたなかで、本市が実施した在宅介護実態調査（令和2年1月実施）によると、軽費老人ホーム（ケアハウス）や有料老人ホームへの住み替えを希望する割合は4.9%に留まるものの、このうち、特定施設入居者生活介護、いわゆる介護付有料老人ホーム等を希望する割合は約4割を占める結果となっています。

また、本市調べによる令和2年7月現在の入居状況は、介護付有料老人ホームの入居率は97.1%（平成29年7月時点94.9%）、住宅型有料老人ホームは90.3%（平成29年7月時点88.3%）、サービス付き高齢者向け住宅は96.8%（平成29年7月時点89.9%）であり、持ち家率の高い本市においても、特定施設入居者生活介護が地域包括ケアシステムに果たす「住まい」機能の役割に需要の高まりがみられる状況となっています。

このような状況を踏まえ、要介護状態となっても入居者の実態に応じた適切な介護サービスが提供される住まいの確保を図るため、介護付有料老人ホームの整備を促進し3カ所150人の整備を行うとともに、第7期に引き続き、運営主体の意向を踏まえて、既存の軽費老人ホーム（ケアハウス）における特定施設入居者生活介護の提供を進めます。

② 整備年度・整備地域の考え方

介護付有料老人ホームの整備について、日常生活圏域ごとにサービス利用量を見込む地域密着型サービスでの整備とはしないものの、地域的偏在があることも踏まえ、認定者数に対する整備状況を基に、整備率の低い行政区を対象として整備を行います。

また、既存の軽費老人ホーム（ケアハウス）における特定施設入居者生活介護の提供について、第7期計画同様に運営主体の意向を踏まえながら進めていきます。

なお、今後は、介護を必要とする方の住まいとしての役割を担っている既存の住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅における特定施設入居者生活介護の提供についても検討を進めていきます。

■特定施設入居者生活介護の整備年度および整備地域

【新 設】

介護付有料老人ホームの整備

令和4年度	北 区	: 1カ所50人
令和5年度	南 区	: 1カ所50人
	西蒲区	: 1カ所50人

既存施設における特定施設入居者生活介護の提供

令和3年度～令和5年度	: 計50人
-------------	--------

■ 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

① 整備の考え方

これまで小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護の積極的な整備に取り組んできた結果、小規模多機能型居宅介護については、他の政令市と比較して整備が進んでいる状況を維持しています。

地域包括ケアシステムの中核的な役割を担うサービスとして位置付けられ、高齢者が住み慣れた地域で安心して必要なサービスを受けることができるよう、きめ細かな基盤整備が求められることから、これまでより計画数を減らしながらも各5カ所計290人の新規整備を継続するとともに、既存事業所の利用率向上に資する取り組みを検討します。本市が実施した健康とくらしの調査（令和2年1月実施）によると、回答いただいた方の半数以上が小規模多機能型居宅介護というサービスを「知らない」という結果であったため、利用者へのサービス周知も必要であると考えられます。

② 整備年度・整備地域の考え方

小規模多機能型居宅介護については、認定者数に対する整備状況を基に、なお整備率の低い日常生活圏域を対象とし、看護小規模多機能型居宅介護については、未整備圏域のうち両サービスを合わせた整備率が低い日常生活圏域を中心に、各5カ所計290人の整備を行います。

また、これまでの公募整備実績において、中央区など一部地域については特に整備を希望する事業者が少ない現状を踏まえ、今後、公募要件の見直しも含めて検討を行い、サービスの普及・拡大に努めます。

■小規模多機能型居宅介護の整備年度および整備地域

【新 設】

令和3年度	(北 区) 岡方・光晴圏域	: 1カ所29人
令和4年度	(中央区) 関屋・白新圏域	: 1カ所29人
	(中央区) 山潟圏域	: 1カ所29人
令和5年度	(東 区) 藤見・下山圏域	: 1カ所29人
	(中央区) 寄居・新潟柳都圏域	: 1カ所29人

■看護小規模多機能型居宅介護の整備年度および整備地域

【新 設】

令和3年度	(西 区) 小針・小新圏域	: 1カ所29人
令和4年度	(江南区) 大江山・横越圏域	: 1カ所29人
	(西 区) 坂井輪・五十嵐圏域	: 1カ所29人
令和5年度	(中央区) 鳥屋野・上山圏域	: 1カ所29人
	(南 区) 臼井・白根北圏域	: 1カ所29人

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

① 整備の考え方

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、平成24年度に創設された地域密着型サービスで、医療ニーズの高い方でも、昼夜を問わず在宅に必要な時に必要な介護・看護サービスが受けられるサービスです。

第6期計画において2カ所、第7期計画において1カ所の整備を行いましたが、利用者レベルまで制度の理解が進んでいないことや、区分支給限度額など制度上の課題もあり利用状況はまだ低調となっています。

② 整備年度・整備地域の考え方

地域包括ケアシステムにおいて高齢者が安心して在宅生活を継続するための重要な役割を担うサービスであることから、引き続き事業者の参入が進むよう、必要な情報提供や随時の相談対応等に努めるとともに、整備上限数や整備圏域を限定せず、利用者ニーズに即したサービス量の拡大が機動的に図られるよう整備を推進します。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備年度および整備地域

【新 設】

令和3年度～令和5年度	市内一円	: 各年度1カ所程度
-------------	------	------------

表 介護保険施設などの整備計画

			第7期計画期間				R2 末	第8期計画期間				R5 末
			H30	R1	R2	期間計		R3	R4	R5	期間計	
特別養護老人ホーム		箇所数	1	3	1	5	87	1	1		2	89
		定員数	29	87	120	236	5,388	218		218	5,606	
	広域型	新設			1	1	52				0	52
		定員数			100	100	4,432				0	4,592
		転換			20	20		160		160		
	地域密着型	新設	箇所数	1	3		4	35	1	1		2
定員数		29	87		116	956	29	29		58	1,014	
介護老人保健施設	新設	箇所数			1	1	39				0	39
		定員数			100	100	3,996				0	3,826
	増床	定員数						30		30		
	転換	定員数						-200		-200		
介護療養型医療施設	転換	箇所数		-1	-2	-3	2		-2		-2	0
		定員数		-95	-166	-261	179		-179		-179	0
介護医療院	転換	箇所数		1	2	3	3		2		2	5
		定員数		95	166	261	261		402		402	663
グループホーム	新設	箇所数	4	4	4	12	71	2	3	3	8	79
		定員数	72	72	72	216	1,089	36	54	54	144	1,278
	増設	定員数				0		45		45		
特定施設 (有料老人ホームなど)		箇所数			2	2	19		1	2	3	22
		定員数		9	100	109	878		200		200	1,078
	介護専用型 (地域密着型含む)	箇所数					1				0	1
		定員数					29				0	29
	混合型	箇所数			2	2	18		1	2	3	21
		定員数			100	100	849		50	100	150	999
既存施設からの提供	指定	定員数		9		9		50		50		
小規模多機能型居宅介護事業所		箇所数	1		3	4	66	1	2	2	5	71
		定員数	29		87	116	1,856	29	58	58	145	2,001
看護小規模多機能型居宅介護事業所		箇所数	1		2	3	11	1	2	2	5	16
		定員数	29		58	87	315	29	58	58	145	460
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所		箇所数		1		1	4	3		3	7	

※ 数値は着工ベース。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設のR5末箇所数は、転換分・指定分を含んでいない。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設、グループホームのR2・R5末定員数は、転換分・増設分・指定分を含む。

※ 小規模多機能型居宅介護事業所および看護小規模多機能型居宅介護事業所は、サテライト型事業所の増設分を含んでいない。

■その他高齢者福祉事業における施設

日常生活に不安のある方の入居利用や相談に対応し、健康づくりやレクリエーションなどを支援する高齢者福祉施設については、稼働率や民間事業者による有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの整備状況を踏まえて、新たな整備は実施しません。

養護老人ホームについては、入所者数の推移を踏まえて定員数を検討するとともに、老朽化した施設の建て替えを含め、安心して暮らせる環境の整備を進めていきます。

軽費老人ホーム（ケアハウス）は、在宅での生活に不安のある所得の低い高齢者などを対象に、住まいや生活支援などを提供する福祉施設としての役割を果たしており、今後も日常生活に支援が必要な高齢者や軽度要介護認定者が安心していきいきと暮らせる住まいとしての機能が期待されています。高齢化などによるケアハウス入居者の要介護状態の重度化に対して対応が必要であることから、要介護状態になっても引き続き住み慣れた施設に入居し続けられるように、特定施設入居者生活介護の提供を進めていきます。

住宅型有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅については、介護が必要な方の住まいとしての役割を担っていることから、引き続き適切な指導を行うとともに、新潟県との情報共有や連携を行うことで、質の確保に努めます。

表 その他高齢者福祉施設整備計画

		第7期計画期間				R2 末	第8期計画期間				R5 末
		H30	R1	R2	計		R3	R4	R5	計	
養護老人ホーム	箇所数				0	1				0	1
	定員数				0	100				0	100
軽費老人ホーム	ケアハウス	箇所数			0	22				0	22
		定員数			0	899				0	899
	A型	箇所数			0	1				0	1
		定員数			0	90				0	90
生活支援ハウス	箇所数				0	1				0	1
	定員数				0	10				0	10
老人福祉センター	箇所数				0	12				0	12
在宅介護支援センター	箇所数				0	13				0	13

第5章 介護サービス量の見込みなどについて

表 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置状況

		第7期計画期間				R2末
		H30	R1	R2	計	
介護付有料老人ホーム (地域密着型含む)	箇所数				0	13
	定員数				0	553
住宅型有料老人ホーム	箇所数	2	1	1	4	57
	定員数	67	20	48	135	1,861
有料老人ホーム 計	箇所数	2	1	1	4	70
	定員数	67	20	48	135	2,414
サービス付き高齢者向け住宅	箇所数	4	2	2	8	41
	戸数	88	85	70	243	1,210
有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 計	箇所数	6	3	3	12	111
	定員数・戸数	155	105	118	378	3,624

※ 数値は開設ベース。

※ 第7期計画期間の数値は新規整備数であり定員数の増減などを含んでいない。

(2) 介護サービス量の見込みとその確保策

① 介護サービス量の見込み

計画期間における年度ごとの要支援・要介護認定者数を基本とし、今後の整備計画や各サービス別の利用率、その伸び率の直近実績を踏まえ、第8期計画期間における介護サービスの量を推計しました。要支援・要介護認定者数の増加に伴い、多くの介護サービスにおいて、利用者数、利用回数・日数の増加が見込まれます。

表 一月あたりの介護サービス量の見込み（要介護1～5）

サービス区分		単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
居	訪問介護	回数	87,645	91,115	99,734	103,512	108,342	113,598
	訪問入浴介護	回数	1,318	1,315	1,484	1,470	1,537	1,601
	訪問看護	回数	14,001	14,936	16,343	17,609	18,186	18,709
	訪問リハビリテーション	回数	5,681	5,921	6,169	6,917	7,407	7,845
	居宅療養管理指導	人数	2,300	2,409	2,597	2,641	2,713	2,772
	通所介護	回数	88,320	90,475	91,044	92,671	94,607	96,748
	通所リハビリテーション	回数	15,631	15,855	15,986	15,892	16,030	16,410
	短期入所生活介護	日数	70,980	70,791	71,186	70,094	72,019	72,256
	短期入所療養介護	日数	869	877	723	785	816	882
	宅	福祉用具貸与	人数	10,388	10,702	11,373	11,659	11,964
特定福祉用具購入費		人数	161	155	173	154	158	157
住宅改修費		人数	147	158	137	188	192	199
特定施設入居者生活介護		人数	609	611	611	737	737	821
居宅介護支援		人数	16,613	16,703	17,412	17,372	17,401	17,528
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		人数	35	51	92	93	94	97
地域密着型	夜間対応型訪問介護	人数						
	認知症対応型通所介護	回数	2,698	2,455	2,310	2,263	2,450	2,520
	小規模多機能型居宅介護	人数	1,290	1,327	1,346	1,492	1,516	1,562
	認知症対応型共同生活介護	人数	835	889	986	1,082	1,136	1,208
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	29	29	29	29	29	29
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	772	840	903	956	985	1,014
	看護小規模多機能型居宅介護	人数	115	182	221	270	295	345
	地域密着型通所介護	回数	1,960	1,997	1,935	2,001	2,022	2,046
施設	介護老人福祉施設	人数	4,149	4,132	4,147	4,284	4,441	4,500
	介護老人保健施設	人数	3,517	3,506	3,495	3,701	3,796	3,634
	介護医療院	人数		2	134	247	247	437
	介護療養型医療施設	人数	406	407	242	170	170	170

※ H30・R1は実績値。R2は見込値。

第5章 介護サービス量の見込みなどについて

表 一月あたりの介護サービス量の見込み（要支援1・2）

サービス区分		単位	H30	R1	R2	R3	R4	R5
介護予防	介護予防訪問入浴介護	回数	17	14	16			
	介護予防訪問看護	回数	3,656	4,020	4,155	4,673	4,952	5,145
	介護予防訪問リハビリテーション	回数	1,842	1,879	1,696	1,532	1,550	1,593
	介護予防居宅療養管理指導	人数	236	231	218	202	204	200
	介護予防通所リハビリテーション	人数	1,331	1,424	1,329	1,443	1,505	1,576
	介護予防短期入所生活介護	日数	1,565	1,604	1,252	1,173	1,174	1,217
	介護予防短期入所療養介護	日数	16	29	27	39	44	44
	介護予防福祉用具貸与	人数	4,280	4,641	4,704	5,030	5,308	5,466
	特定介護予防福祉用具購入費	人数	88	92	87	105	106	115
	介護予防住宅改修	人数	123	127	113	144	146	141
	介護予防特定施設入居者生活介護	人数	80	68	61	70	70	78
	介護予防支援	人数	5,412	5,793	5,779	6,119	6,395	6,675
	地域密着型	介護予防認知症対応型通所介護	回数	31	30	4		
介護予防小規模多機能型居宅介護		人数	173	155	146	159	161	167
介護予防認知症対応型共同生活介護		人数	1	2	5	7	7	7

※ H30・R1は実績値。R2は見込値。

② 日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの利用見込みなど

地域密着型サービスについては、日常生活圏域ごとにそれぞれのサービス量を見込むことになっています。また、そのうち認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホーム（地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護）については、日常生活圏域ごとに必要利用定員総数を定めることになっています。

表 日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの利用見込み

圏域	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人/月)			夜間対応型訪問介護 (人/月)			認知症対応型通所介護 (回/月)			小規模多機能型居宅介護 (人/月)			看護小規模多機能型居宅介護 (人/月)		
	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
北区	松浜・南浜・瀬川						82	89	91	60	61	62			
	葛塚・木崎・早通	9	9	10			111	120	124	81	82	85	27	29	34
	岡方・光晴						32	34	35	23	24	24			
東区	山の下						57	62	63	41	42	43			
	藤見・下山	15	15	16			89	96	99	65	66	68	46	50	58
	東新潟(木戸小)・大形・木戸						127	138	142	93	94	97			
中央区	石山・東石山						107	116	120	78	80	82			
	関屋・白新						90	98	101	66	67	69			
	寄居・新潟柳都	20	20	20			92	99	102	67	68	70	56	60	71
江南区	宮浦・東新潟(沼垂小・笹口小)						110	119	122	80	81	84			
	鳥屋野・上山						125	135	139	91	93	96			
	山潟						48	52	54	35	36	37			
秋葉区	大江山・横越	8	8	8			53	58	59	39	40	41	23	26	30
	亀田・亀田西						98	106	109	71	73	75			
	曾野木・両川						46	50	51	33	34	35			
南区	新津第五						57	62	64	42	42	44			
	新津第一・新津第二	10	10	10			111	120	124	81	82	85	28	30	36
	小合・金津・小須戸						68	73	75	49	50	52			
西区	白井・白根北	6	6	6			43	47	48	31	32	33	16	17	21
	白南・白根第一						63	69	71	46	47	48			
	味方・月潟						24	26	27	18	17	18			
西蒲区	小針・小新						124	134	138	90	92	94			
	坂井輪・五十嵐	18	18	19			151	163	169	111	112	116	52	59	67
	黒埼						73	79	81	53	54	56			
合 計	内野・赤塚・中野小屋						100	108	111	73	74	76			
	西川						35	38	39	26	26	27			
	潟東・中之口	7	8	8			34	37	38	25	25	26	22	24	28
合 計	巻東・巻西						83	90	92	60	61	63			
	岩室						30	32	33	23	22	23			
	合 計	93	94	97	0	0	0	2,263	2,450	2,521	1,651	1,677	1,729	270	295
圏域	認知症対応型共同生活介護 (人/月)			地域密着型特定施設入居者生活介護 (人/月)			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人/月)			地域密着型通所介護 (人/月)					
	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5	R3	R4	R5
北区	松浜・南浜・瀬川	39	41	44				35	36	37	72	73	74		
	葛塚・木崎・早通	53	56	60	2	2	2	47	48	50	98	99	100		
	岡方・光晴	16	16	17				13	14	14	28	28	29		
東区	山の下	27	29	31				24	25	25	50	51	51		
	藤見・下山	43	45	48	5	5	5	38	39	40	79	79	80		
	東新潟(木戸小)・大形・木戸	61	64	68				54	55	57	112	113	115		
中央区	石山・東石山	52	54	58				45	47	48	95	96	97		
	関屋・白新	44	46	49				38	39	41	80	81	82		
	寄居・新潟柳都	44	46	49				39	40	41	81	82	83		
江南区	宮浦・東新潟(沼垂小・笹口小)	53	55	59	6	6	6	46	48	49	97	98	99		
	鳥屋野・上山	60	63	67				53	54	56	111	112	113		
	山潟	23	24	26				20	21	22	43	43	44		
秋葉区	大江山・横越	26	27	29				23	23	24	47	48	48		
	亀田・亀田西	47	49	53	3	3	3	41	43	44	87	87	89		
	曾野木・両川	22	23	25				19	20	21	41	41	41		
南区	新津第五	27	29	31				24	25	26	50	51	52		
	新津第一・新津第二	53	56	60	3	3	3	47	48	50	98	99	100		
	小合・金津・小須戸	32	34	36				29	29	30	60	60	61		
西区	白井・白根北	21	22	23				18	19	19	38	38	39		
	白南・白根第一	30	32	34	2	2	2	27	28	28	56	57	57		
	味方・月潟	12	13	13				10	10	11	22	22	22		
西蒲区	小針・小新	59	62	66				52	54	55	109	110	112		
	坂井輪・五十嵐	73	77	80	6	6	6	64	66	67	134	136	137		
	黒埼	35	37	39				31	32	33	65	65	66		
合 計	内野・赤塚・中野小屋	48	50	53				42	43	45	88	89	90		
	西川	17	18	19				15	15	16	31	32	32		
	潟東・中之口	17	17	18	2	2	2	14	15	15	30	31	31		
合 計	巻東・巻西	40	42	44				35	36	37	73	74	75		
	岩室	15	16	16				13	13	13	26	27	27		
	合 計	1,089	1,143	1,215	29	29	29	956	985	1,014	2,001	2,022	2,046		

※ 全体のサービス量が少ないため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型特定施設入居者生活介護および看護小規模多機能型居宅介護は区ごと、夜間対応型訪問介護は市全体での見込みとしています。

表 日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの必要利用定員総数

(単位：人)

圏域	認知症高齢者グループホーム				地域密着型特定施設			地域密着型特別養護老人ホーム		
	R3	R4	R5	増設	R3	R4	R5	R3	R4	R5
松浜・南浜・濁川	54	54	54					40	40	40
葛塚・木崎・早通	36	54	54		29	29	29	8	8	8
岡方・光晴	18	18	18							
山の下	36	36	36							
藤見・下山	54	54	54					29	29	29
東新潟(木戸小)・大形・木戸	63	63	63					114	114	114
石山・東石山	45	45	45					29	29	29
関屋・白新	54	54	54					58	58	58
寄居・新潟柳都	54	54	54					58	58	58
宮浦・東新潟(沼垂小・笹口小)	54	54	54					58	58	58
鳥屋野・上山	45	45	63					29	29	29
山潟	18	18	18					29	29	29
大江山・横越	36	36	36					49	49	49
亀田・亀田西	54	54	54					29	29	29
曾野木・両川	27	27	27	45						
新津第五	36	36	36							
新津第一・新津第二	45	45	63					87	87	87
小合・金津・小須戸	27	27	27					87	87	87
白井・白根北	27	27	27							
白南・白根第一	27	27	27							
味方・月潟	27	27	27					29	29	29
小針・小新	63	63	63					58	58	58
坂井輪・五十嵐	63	81	81					87	116	116
黒崎	27	27	27					29	29	29
内野・赤塚・中野小屋	36	36	54							
西川	27	27	27							
潟東・中之口	27	27	27					20	20	20
巻東・巻西	36	36	36					29	29	29
岩室	9	27	27					29	29	29
合計	1,125	1,179	1,233	45	29	29	29	985	1,014	1,014

※ 認知症高齢者グループホームの増設は既存事業所における2ユニット化。

③ サービスの見込量確保のための方策

地域密着型サービスについては、第6期・第7期に引き続き認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護を中心に日常生活圏域ごとのバランスを考慮しながら整備を進めていきます。また、認知症高齢者グループホームの既存の基盤における増設(2ユニット化)について、運営事業者への周知や相談対応に努めることで整備の促進を図ります。

施設サービスについては、広域型特別養護老人ホームに併設するショートステイの特別養護老人ホームへの転換などを予定しています。第7期まではユニット型のショートステイのみを対象としていましたが、従来型のショートステイも対象とすることで整備の促進を図ります。現利用者の安全なサービス利用を第一に、実態に即したサービス提供となるよう進めていきます。

(3) 地域支援事業の量の見込みとその確保策

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防し、または要支援・要介護状態の軽減や悪化の防止を図り、可能な限り地域において自立した生活を送ることができるよう支援するものであり、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」により実施します。

① 介護予防・日常生活支援総合事業の量の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業については、各事業のこれまでの利用実績と後期高齢者の伸び率等を踏まえ、第8期計画期間におけるサービスの量を推計しました。

全ての高齢者等を対象とした一般介護予防事業の参加者数については、直近の実績から年度ごとの高齢者数等を基に見込み量を推計しました。地域住民が主体となって取り組む地域の茶の間や生活支援の実施数については、区や日常生活圏域ごとの支え合いのしくみづくり会議・推進員が中心となって立ち上げを進めていくことから、区や圏域数を基に見込んでいます。

表 介護予防・日常生活支援総合事業の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業	単位	実績			見込み		
		H30	R1	R2(見込み)	R3	R4	R5
訪問型サービス							
介護予防相当サービス利用者数	人/月	2,420	2,555	2,560	2,670	2,780	2,900
基準緩和サービス利用者数	人/月	195	185	180	190	200	210
住民主体の訪問型生活支援実施団体数	団体	14	15	18	22	26	30
通所型サービス							
介護予防相当サービス利用者数	人/月	4,625	4,930	4,600	4,780	4,970	5,160
基準緩和サービス利用者数	人/月	265	305	300	320	340	360
短期集中予防サービス利用者数	人/年	1,156	1,193	1,200	1,243	1,286	1,329
介護予防ケアマネジメント実施件数	件/月	4,020	4,115	4,060	4,280	4,510	4,750
一般介護予防事業							
フレイルチェック実施圏域数	箇所	—	2	6	13	21	30
多職種合同介護予防ケアプラン検討会開催数	回/年	—	—	15	48	48	48
介護予防普及啓発事業参加者数	人/年	31,364	32,981	23,400	25,803	30,680	33,238
認知症予防出前講座実施回数	回/年	919	1,122	767	935	1,140	1,390
介護支援ボランティア事業登録者数	年度末人数	2,452	2,605	2,604	2,751	2,895	3,044
週1回以上開催する地域の茶の間実施団体数	団体	65	73	78	86	94	102
地域包括ケア推進モデルハウス数	箇所	9	9	9	9	9	9
総おどり体操事業講習会等参加者数	人/年	7,530	8,729	2,942	3,832	4,072	4,312

第5章 介護サービス量の見込みなどについて

② 包括的支援事業の量の見込み

包括的支援事業は日常生活圏域の見直しを検討していることから、地域包括支援センターの設置数および生活支援体制整備事業における支え合いのしくみづくり会議設置数、支え合いのしくみづくり推進員配置数の増を見込んでいます。

表 包括的支援事業の見込み

包括的支援事業	単位	実績			見込み		
		H30	R1	R2(見込み)	R3	R4	R5
地域包括支援センター数	箇所	29	29	29	30	30	30
在宅医療・介護連携推進事業							
在宅医療・介護連携センター設置数	箇所	1	1	1	1	1	1
在宅医療・介護連携ステーション設置数	箇所	11	11	11	11	11	11
市民向け在宅医療・介護講座等参加者数	人	4,973	4,802	3,100	4,000	4,900	4,900
生活支援体制整備事業							
支え合いのしくみづくり会議設置数	箇所	45	45	45	46	46	46
支え合いのしくみづくり推進員配置数	人	54	54	54	55	55	55
認知症初期集中支援チーム設置数	チーム	5	5	5	5	5	5

③ 任意事業の量の見込み

任意事業は各事業のこれまでの利用実績を基にして、その伸びなどから第8期計画の量を見込んでいます。

表 任意事業の見込み

任意事業	単位	実績			見込み		
		H30	R1	R2(見込み)	R3	R4	R5
介護給付費通知送付数	通/年	34,979	35,386	36,829	41,800	43,100	44,400
家族介護教室事業参加者数	人/年	1,476	1,225	1,000	1,200	1,320	1,440
紙おむつ支給事業利用者数	人/年	11,269	11,768	12,566	13,365	13,526	13,702
介護手当支給事業利用者数	人/年	5	4	8	8	8	8
徘徊高齢者家族支援サービス事業利用者数	人/年	21	27	30	35	44	53
成年後見制度利用支援事業利用者数	人/年	248	323	397	454	568	692
住宅改修支援事業助成件数	件/年	113	104	105	300	300	300
高齢者住宅等安心確保事業派遣施設数	箇所	3	4	4	4	4	4
配食サービス事業利用者数	人/年	605	625	629	617	630	642
あんしん連絡システム事業	人/年	1,990	1,893	1,826	1,818	1,818	1,852
介護相談員派遣事業派遣回数	回/年	1063	988	0	582	1164	1164

※ 紙おむつ支給事業について、任意事業からの費用支出は重度かつ低所得の事業対象者分のみ。

④ 地域支援事業の見込量確保のための方策

介護予防・日常生活支援総合事業については、多様な実施主体によるサービスの充実を図るため、事業の意義や目的について、引き続き啓発に努めるとともに、介護の専門職以外の新たな担い手のすそ野を広げるため、担い手の養成に取り組みます。また、支え合いのしくみづくり推進員を中心に、地域で不足する支援やサービスを創出します。

包括的支援事業については、各地域包括支援センターに配置した機能強化職員が中心となって、関係機関とのネットワーク構築の推進、ネットワークを活用した高齢者・家族支援、インフォーマルサービスの把握など、包括的支援業務の充実に努めます。

任意事業については、各事業の利用実績などを分析し、事業内容の見直しも含め、今後の事業実施に必要な適切なサービス提供量の確保につなげます。

3. 介護保険事業費と第1号被保険者の保険料

(1) 介護保険事業に要する費用の見込み

介護サービスや地域支援事業における利用量、介護報酬の改定などを踏まえて算定した第8期計画期間における事業費の見込みは次のとおりです。

事業費は、今後も年20億円程度の増加が続くものと見込まれ、第8期計画期間の総額は約2,541億円であり、第7期と比べると、約236億円、10%程度の増加となっています。

表 介護保険事業に要する費用の見込み

(単位：千円)

	第7期計画期間				第8期計画期間			
	H30	R1	R2	計	R3	R4	R5	計
保険給付費	70,651,164	72,847,224	75,683,906	219,182,294	78,502,550	80,363,617	82,533,114	241,399,281
居宅サービス費	29,322,902	30,006,711	31,099,988	90,429,601	32,058,908	32,860,189	33,762,634	98,681,731
地域密着型サービス費	10,998,411	11,730,118	12,643,050	35,371,579	13,772,863	14,240,911	14,862,818	42,876,592
施設サービス費	25,510,818	25,938,851	26,426,043	77,875,712	27,914,923	28,724,852	29,278,973	85,918,748
高額介護サービス費等	4,819,033	5,171,544	5,514,825	15,505,402	4,755,856	4,537,665	4,628,689	13,922,210
地域支援事業費	3,540,280	3,709,309	3,709,427	10,959,016	4,041,413	4,242,118	4,374,370	12,657,901
介護予防・日常生活支援 総合事業費	2,257,989	2,350,987	2,271,134	6,880,110	2,525,871	2,635,850	2,728,608	7,890,329
包括的支援事業費 ・任意事業費	1,282,291	1,358,322	1,438,293	4,078,906	1,515,542	1,606,268	1,645,762	4,767,572
介護保険事業費合計	74,191,444	76,556,533	79,393,333	230,141,310	82,543,963	84,605,735	86,907,484	254,057,182

※ H30・R1は実績値。R2は見込値。

※ 事業費には、介護報酬改定に係るプラスの財政影響額（介護報酬改定率の3カ年平均の影響として算定した0.67%）および、一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴うマイナスの財政影響額を含む。

■ (参考) 令和3年度介護報酬改定

改定率 0.70%

※改定率のうち0.05%は令和3年9月末までの間、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例

(2) 第1号被保険者の保険料

① 介護保険事業の財源構成

介護保険事業に要する費用は、公費（税金）と保険料によって賄われています。保険給付費については、公費・保険料それぞれ50%ずつの負担割合となっており、第1号被保険者は全体の約23%を保険料で負担します。

また、地域支援事業費については、介護予防・日常生活総合支援事業費と包括的支援事業費・任意事業費で公費と保険料の負担割合が異なっていますが、第1号被保険者の負担割合は全体の23%となっています。

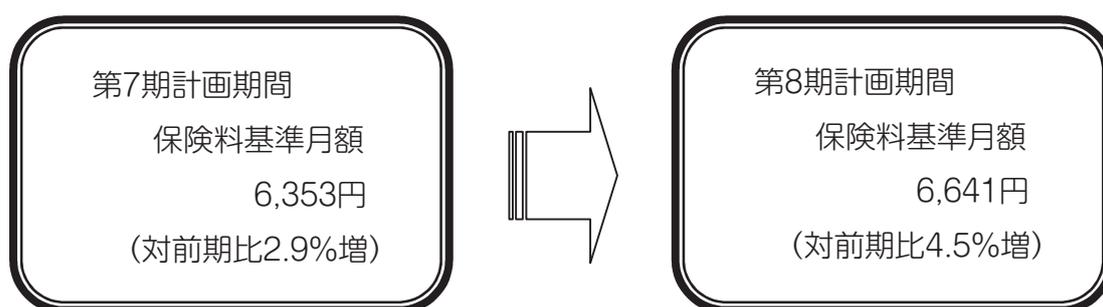
表 財源構成と負担割合

		国	都道府県	市町村	第1号被保険者	第2号被保険者
保険給付費	居宅・地域密着型サービスに係る給付費	25%	12.5%	12.5%	23%	27%
	施設給付費	20%	17.5%			
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業費	25%	12.5%	12.5%	23%	27%
	包括的支援事業費・任意事業費	38.5%	19.25%	19.25%		

※ 保険給付費および介護予防・日常生活支援総合事業費のうち、国が負担する額の5%相当分については、市町村間の高齢者の所得分布等に応じて調整交付されるため、国の負担割合は約25%（施設給付費は約20%）、第1号被保険者の負担割合は約23%となる。

② 保険料基準額

第8期計画期間における介護保険事業に要する費用の見込みを基に、本市の第1号被保険者の介護保険料を算定した結果、基準月額で6,641円となり、第7期計画期間における基準月額と比較して288円、伸び率にして約4.5%増となります。



高齢化の進展や介護サービス利用者の増加および介護報酬改定の影響などにより、今後も保険給付費の増加が見込まれますが、介護給付費準備基金の活用などにより、保険料基準額の上昇率は低くなっています。

第5章 介護サービス量の見込みなどについて

なお、令和7年度（2025年度）（第9期）は、人口動態などからの粗い推計（自然体推計）では、今後の高齢化の進展に伴い、基準月額で7,400円程度となる見込みですが、今後も、事業の見直しなどにより保険料上昇の抑制に努めます。

表 保険料負担額の内訳と第7期保険料との比較

	第7期計画期間		第8期計画期間		差額
	事業費 (3カ年総額)	第1号被保険者 保険料負担額	事業費 (3カ年総額)	第1号被保険者 保険料負担額	
保険給付費	225,084百万円	6,254円/月	241,399百万円	6,556円/月	302円/月
在宅系サービス費負担分	104,819百万円	2,913円/月	114,837百万円	3,117円/月	204円/月
居宅系サービス費負担分	13,672百万円	380円/月	16,622百万円	451円/月	71円/月
施設系サービス費負担分	91,392百万円	2,537円/月	96,019百万円	2,606円/月	69円/月
高額介護サービス費等負担分	15,200百万円	424円/月	13,922百万円	382円/月	△42円/月
地域支援事業	11,818百万円	330円/月	12,658百万円	347円/月	17円/月
保険者機能強化推進交付金等	-		△71円/月		△71円/月
保険料収納必要額	6,584円/月		6,832円/月		248円/月
準備基金取崩分	△231円/月		△191円/月		40円/月
保険料額（基準額）	6,353円/月		6,641円/月		288円/月

- ※ 各数値は端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。
- ※ 第7期計画期間の事業費の数値は計画値。

③ 段階別保険料額

現行の保険料段階設定を基本としつつ、他都市とのバランスを図りながら、所得水準に応じたさらにきめ細かな段階設定を行います。

第14段階を細分化し、第15段階を新たに設定します。

表 第8期計画期間における段階ごとの保険料額

対象者要件		保険料額							
		第7期				第8期			
		段階	保険料率	年額	月額	段階	保険料率	年額	月額
・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者		第1段階	0.20	15,300円	1,275円	第1段階	0.20	16,000円	1,334円
世帯全員が 市民税非課税	・老齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が80万円以下の方	第2段階	0.40	30,500円	2,542円	第2段階	0.40	31,900円	2,659円
	前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が80万円を超え120万円以下の方	第3段階	0.65	49,600円	4,134円	第3段階	0.65	51,800円	4,317円
	前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が120万円を超える方	第4段階	0.90	68,600円	5,717円	第4段階	0.90	71,700円	5,975円
世帯員に 市民税課税者 がいるが、 本人は 市民税非課税	前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が80万円以下の方	第5段階	1.00	76,200円	6,353円	第5段階	1.00	79,600円	6,641円
	前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が80万円を超える方	第6段階	1.10	83,900円	6,992円	第6段階	1.10	87,600円	7,300円
本人が 市民税課税者	前年の合計所得金額(※)が80万円未満の方	第7段階	1.20	91,500円	7,625円	第7段階	1.20	95,600円	7,967円
	前年の合計所得金額(※)が80万円以上125万円未満の方	第8段階	1.30	99,100円	8,259円	第8段階	1.30	103,500円	8,625円
	前年の合計所得金額(※)が125万円以上200万円未満の方	第9段階	1.50	114,300円	9,525円	第9段階	1.50	119,400円	9,950円
	前年の合計所得金額(※)が200万円以上250万円未満の方	第10段階	1.70	129,600円	10,800円	第10段階	1.70	135,400円	11,284円
	前年の合計所得金額(※)が250万円以上300万円未満の方	第11段階	1.80	137,200円	11,434円	第11段階	1.80	143,300円	11,942円
	前年の合計所得金額(※)が300万円以上400万円未満の方	第12段階	1.90	144,800円	12,067円	第12段階	1.90	151,300円	12,609円
	前年の合計所得金額(※)が400万円以上500万円未満の方	第13段階	2.00	152,400円	12,700円	第13段階	2.00	159,200円	13,267円
	前年の合計所得金額(※)が500万円以上700万円未満の方	第14段階	2.10	160,100円	13,342円	第14段階	2.10	167,200円	13,934円
	前年の合計所得金額(※)が700万円以上1,000万円未満の方					第15段階	2.30	183,100円	15,259円
	前年の合計所得金額(※)が1,000万円以上の方								

- ※ 合計所得金額＝「地方税法上の合計所得金額」－「土地建物の譲渡所得特別控除額」－「公的年金等に係る雑所得（第1～5段階の市民税非課税者のみ）」
- 地方税法上の合計所得金額は、各種控除前（損失の繰越控除や土地建物の譲渡所得特別控除がある場合はその控除前）の所得金額ですが、第1号被保険者の段階判定に用いる所得金額は上記※の額となります。
 - 税制改正の影響による負担の増加が原則生じないようにするため、以下のとおり介護保険料を算定します。
 - ① 第1～5段階の市民税非課税の方の令和2年分以降の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した額を用います。ただし、税申告において給与及び年金所得双方を有する方に対する所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の金額を加えてから10万円を控除します。
 - ② 第6～15段階の市民税課税の方の令和2年分以降の合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得または公的年金等に係る雑所得の合計額から10万円を控除した額を用います。
 - ①、②について、控除後の金額が0円を下回る場合は0円となります。

④ 低所得者への配慮

高齢化の進展に伴う保険給付費の増加により、保険料の上昇が避けられない中で、低所得者に対しては、公費投入による保険料軽減を行います。

また、市が独自に実施している低所得者への保険料の減免については、被保険者の実情に即した減免を引き続き実施していきます。